

こ成環第21号
令和5年5月10日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
公募団体 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施について

標記について、今般、別紙のとおり「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業実施要綱」を定め、令和5年5月10日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、令和5年1月27日閣副会第131号「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施について」は、令和5年3月31日限りで廃止する。

(別紙)

NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業実施要綱

1 目的

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日（閣議決定））に基づき、NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出すための取組の検証に係る経費を補助することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。

2 実施主体

事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする

- (1) 実施主体は、申請した事業が3に定めるNPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業企画評価委員会における事前評価の結果、採択された次のいずれかの団体
 - ①都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
 - ②「全国展開しているオンライン居場所の提供及び支援の実施」のみ：社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人
- (2) (1)の②に掲げる法人は、申請する前年度において当該法人としての事業実績があるなど良好な運営がなされていることを証する法人
- (3) (1)の②に掲げる法人で、過去において、法令等に違反する等の不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人の場合は、補助金の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過している法人

3 NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業企画評価委員会

応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等及び採択した各事業の実施状況についての総合的な評価等は、別に定めるところにより設置する、外部有識者を含めたNPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業企画評価委員会（以下「企画評価委員会」という。）において行う。

なお、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等に当たっては、必要に応じて企画評価委員会より応募団体にヒアリングを行う。

4 対象事業

本事業が対象とする事業は次の各号に該当する事業とする。

- (1) NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するための事業を対象とし、その事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるものとする。

事業例は以下のとおり。なお、本事業趣旨に沿うものであれば、この限りでない

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェ
- ・ 屋外において子どもたちが自由に遊べるプレーパーク（冒険遊び場）の実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もいない子も遊び、交流し育ち合う場
- ・ 地域における居場所の普及定着を図るためのコーディネーターを通じた地域連携

（以下については、民間からの申請も可能）

- ・ オンライン上において、居場所の提供及び支援の実施（全国展開しているオンライン居場所の検討のため）

※ 本事業は、現行補助金の取組を評価・検証することを目的とするものではない。このため、現行補助金で実施可能であるものについては、新たな検討の視点等がない限り対象とはならない。

※ 教育活動を主たる目的とする事業については対象外とする。

※ 「全国展開しているオンライン居場所の検討」については、地方自治体との連携のあり方や課題等についても報告すること。

- (2) 単年度で終了する事業であること。
- (3) 企画評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもののうち、子ども家庭庁長官が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したもの。
なお、本事業は、各自治体等における様々な取組を幅広く検討することとしている。
- (4) 次に該当する事業は、対象としない。
 - ① 事業内容がモデル事業の趣旨と明らかに異なるもの
 - ② 第三者への資金交付を目的とした事業
 - ③ 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業
 - ④ 営利を目的とした事業
 - ⑤ 補助対象額が50万円に満たない事業
 - ⑥ 事業に携わる者と経理に携わる者が兼務している場合

5 事業の実施主体における責務等

- (1) 実施主体は、事業の申請を行うに際して、実際に事業を行う事業担当者と本事業の経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約しなければならないこと。
- (2) 経理担当者は事業担当者を兼ねることはできない。
- (3) 実施主体は、交付要綱8（申請手続）により申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物を提出する旨を誓約しなければならない。
- (4) 実施主体は、事業が採択された場合及び事業が完了した場合には、実施主体自らが事業の概要及び事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへの掲載等の方法により速やかに公表しなければならないこと。
- (5) 実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告

書とともにこども家庭庁に提出しなければならない。

(6) 本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

6 公表

不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人に対し、本事業による補助金の返還を命じる場合は、当該不正行為等の内容その他必要な事項を公表する。ただし、当該不正行為の内容等が、社会的影響が小さくかつ悪質でない場合については、この限りではない。

7 その他

- (1) 実施結果については、事業終了後1か月を経過した日までに国に報告すること。
- (2) 実施主体においては、(1)に関わらず、実施結果等の事業実施状況について、国からの求めに応じて、適宜報告を行うものとする。

8 経費の補助

国は、上記4に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。